琉球大学学術リポジトリ

# 「家父長制」と資本のシステム　ー社会システムの把握において「家父長制」というカテゴリ-が提起するものー



| メタデータ | 言語: |
| --- | --- |
| | 出版者: 琉球大学法文学部 |
| | 公開日: 2010-02-18 |
| | キーワード (Ja): |
| | キーワード (En): |
| | 作成者: 高畑, 明尚, Takahata, Akihisa |
| | メールアドレス: |
| | 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24564/0002005372 |

# 「家父長制」と資本のシステム

## ― 社会システムの把握において「家父長制」というカテゴリーが提起するもの ―

髙　畑　明　尚

## はじめに

現代社会の諸現象が複雑多岐にわたり、諸々の現象を総体的整合的に把握するのがますます困難になるにつれて、周知のように、社会構造を把握する仕方が多種多様に提起されている。たとえば「自己組織化」や「ボーダーレス」あるいは「女性化」[1]などである。

そして、こうしたものと並んで、フェミニストたちによって支持され多用されているものに、いわゆる「家父長制」がある[2]。

この「家父長制」とは、もとは歴史(学)的に、封建共同体の組織の法的なあり方を指示するものであった[3]のが、フェミニストたちによって、現代社会のシステムを把握する仕方として意図的に濫用されている[4]ものである[5]。

フェミニズムにおいては、現代社会のシステムを把握するカテゴリーとして、これと並んで、いわゆる「資本制」がある。そして、この両者で現代社会のシステムを原理的に捉えうるというのが、フェミニズムの一般的な姿勢である[6]。

そして、この、フェミニズムで用いられる「資本制」というのが、現代社会の編成原理であり、したがってシステムの総称である、資本とは異なるものであることから、それでは、いったい、この「資本制」とはどのようなカテゴリーであるのかということが、社会システムの把握上、問題となるが、それは角度を変えれば、ここでの「家父長制」とはどのようなカテゴリーであるのか、それは資本のシステムにおける何をどのように表した、あるいは

表そうとするものであるのかを問うことである。

本稿では、筆者のこれまでの一連のフェミニズムについての分析・把握の成果[7]に基づきつつ、これまでの成果では本質を抉り出すに止めてきたフェミニズムのカテゴリーの中でも、現代社会のシステム把握に対して原理的な問題提起をしていると思われる、この「家父長制」というカテゴリーを、フェミニスト（の主張展開）に好都合なブラックボックスという内容から、現代社会のシステムの一側面を表すものという方向へと転回させることにより、現実に生きる諸個人の経験的活動（＝労働）からの産出形態として社会を把握することが希薄な（現代の諸々の経済学をも含めた）傾向[8]に対して問題点を指摘することを目指すものである。

そこで、以下の記述は、フェミニズムにおける「家父長制」の表そうとするものを再分析し（第一章）、これが資本のシステムの何をどう表そうとしているのかに対応させ（第二章）、この対応が現代において提起する客観的事実と問題を明らかにする（第三章）という形を取ることにする。

## 第一章　フェミニズムの「家父長制」の意味するもの

### 第一節　フェミニズムにおける「家父長制」

多種多様な言説からなるフェミニズムにおいても、社会のシステムを把えようとするものとしてこれを把握しようとするとき、「家父長制」と「資本制」との相関関係という構図の中で、その両者もしくは、そのいずれかを、社会システムの編成原理とするものであることは、共通のものとして考えてよいと言える[9]。

その中で、この両者を前提としつつ、この両者を原理として、これらの相互補完関係によって社会は編成されるのであるとするのが、いわゆるマルク

ス主義フェミニズムであり、これに対して、「家父長制」は「資本制」をも規定するものとして、両者のうち原理と認めうるのは「家父長制」のみであるとする、つまり「家父長制」に一元化するのがラディカル・フェミニズムである[10)]。

「家父長制」という用語あるいはカテゴリーは、このいずれの立場においても、この現代社会を編成する原理を表すものとして扱われている。つまり、現代社会が男性支配の社会であり、その結果として女性が差別や抑圧される状況を、逆説的にこれを打ち破るための対象として指示しようとしたのが「家父長制」である。しかし、実は、この「家父長制」の方も、「資本制」と並んで、カテゴリーとしては曖昧なままである。

たとえば、マクダナウとハリソンによれば、「家父長制は、女性の抑圧の性質を理論的かつ政治的に理解するための中心的な分析概念」であるが「そのような用語の意味ないしは位置づけについて、なんらの合意もなされていない」[11)] ものであり、またデルフィによれば、それは「ここにおける、現在の」「女性の従属」を意味するが、しかし「かなりあいまいな用語」[12)] ということである。

そしてここでも、「家父長制」も「資本制」も、それが、なぜ、他のカテゴリーとは同列ではなく、社会的諸形態を編成する原理たりうるのかは明確ではないという重要な点を指摘しうる。

その理由を考えれば、一つには、「資本制」なるカテゴリーをマルクス主義から流用しながら、それを自らの中で位置づけ直すということが欠けており、これによって、それと補完的な位置にある「家父長制」に関して、それの内容を規定するものが限定されていないということが挙げられる。

この場合、ラディカル・フェミニズムのように、「家父長制」は、「資本制」をも規定する、より本質的なカテゴリーである[13)] としても、規定されるものの内容が限定されていなければ、規定するものの内容も限定されない。

このことからすれば、「資本制」との関係を念頭に置いた「家父長制」カテ

ゴリーの、現実の社会形態を前提とした規定性が、改めて問題となってくる。

## 第二節　「家父長制」と現代社会

さて、女性が差別や抑圧されることが、個々の女性の問題ではなく、社会的構造的なものであり、だから問題となるのであるとすると、この社会や人間諸個人が構成する諸々の（組織）構造においては、差別・抑圧されているのは、女性だけではないということが簡単に分かる[14]。言い換えれば、まさに、その社会・構造が差別を再生産する場面環境なのであることが分かる。

したがって、ここで、先に延べたように、「家父長制」というカテゴリーを、一般に、現代社会を男性支配の社会と前提した上で、女性が差別や抑圧される状況を問題として捉え、これを対象として指示したものとすると、このカテゴリーは、女性が差別や抑圧される社会・構造について、ある本質的要素を指摘しようとしたものであることになる。

それをここで考えれば、デルフィの、「この語は」「多くの人にとって…『女性の従属』と同義である」[15] という論述にもあるように、「家父長制」とは個々の女性差別的な社会・構造を代表する個々具体的な人間のあり方ではなく、女性差別的な現実の個々人がまさに女性差別的に振る舞いうる（根拠としての）その社会・構造の非人格的な自己組織化・主体化ということであり、社会や諸構造という非人格的な、言い換えれば物象的なものが、現実の諸個人・諸人格を突き動かす、あるいは現実の諸個人・諸人格が能動的でありうる領域を形成するということを対象として指示する、つまり意味するものであるということになる。

そして、このことを前提とするならば、現代の社会のシステムの有り様からして、このことを直接の前提として済ます「家父長制」なるものを、社会編成の原理として認めることはできなくなる。

そこで、この社会のシステムと「家父長制」との関係を捉えることで、

「原理」としての「家父長制」がこの社会のシステム上の何をどう表そうとするものであるのかということを、つぎに考えることにする。

## 第二章　現代の社会システムと「家父長制」

### 第一節　資本のシステムと3層構造

現代社会は、そのシステム構造からすれば、編成原理を資本とする、資本のシステムである。

そしてこのシステムは単純な一重構造でも、＜資本－賃労働＞関係を本質とする2層構造でもなく、人間が自己関係の実現を一般に非人格的な物象の連関を通して実現する歴史的に特種なシステムであり、人間の連関が、物象を介するという二次元的な構造を媒介として、人格的な連関と労働の連関とに分裂しているというシステムである。

この非人格的なものの連関である物象の連関は、その推進動機を（人間の労働が物象化したものとしての）価値の自己増殖とすることにより、自己の前提を措定しつつ内在する更新原理に基づいて自己の運動を展開するという意味でシステムとして運動していき、また、その更新原理を（価値の自己増殖を本質とする）資本とすることにより、自己の前提である人間の労働も（社会的存在資格としての）人格も含みこんで主体化する（以上のことは次ページの図を参照されたい）。

また、その一方で、労働の連関も、人格の連関も、いま述べた意味で（言い換えれば、自己の前提を措定しつつ自己更新していく生きた有機体という意味で）システムとして展開していくと同時に、それぞれが資本のシステムの相異なる構成局面となる。

ここに、労働という、労働主体をも産出する原理を普遍的原理としながらも、特種的歴史的には資本という社会編成原理をもつ、資本のシステムの

＜図：資本のシステムの形成・構成＞

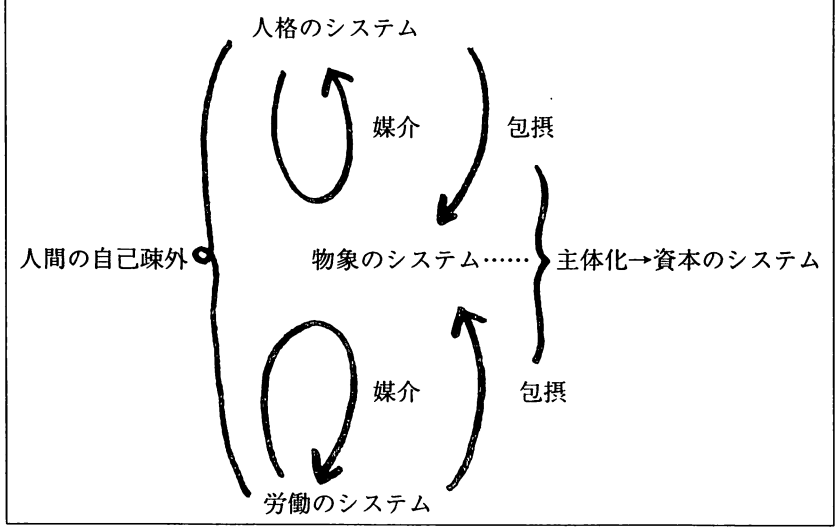


構造を見ることができる。また、そのシステム構造を＜人格のシステム－物象のシステム－労働のシステム＞という３層構造とすることができる[16]。そしてこれは、すでにマルクスによって展開されていたものである[17]。

では、このようなシステム構造をもつ、資本のシステムに対して、フェミニズムにおいては、その何をどう「家父長制」というカテゴリーで表そうとしたのであろうか。

## 第二節　資本のシステムの３層構造と「家父長制」

個々別々の事象ではなく一般的に女性が差別・抑圧されることの構造を捉えようとするとき、その状況の一般的把握には、逆に、状況のカテゴライズと、カテゴライズされた状況の統一という作業が必要となる。

それは、一つには、女性の問題から非人格的なもの（＝物象）の人格たる

人間の支配という、人間の自己疎外の産出構造という認識ルートであり、もう一つは、労働と生活という人間の生活総体の２分法に基づく、女性問題と女性労働問題との分離とその統一である[18]。

この後者においては、労働契約に基づく狭義の労働の現場での女性一般に関わる差別・抑圧に対する問題解決の方途が、人間の自己疎外の産出構造の認識と是正という解決ではなく、狭義の労働を超え出た生活領域における女性一般に関わる差別・抑圧の問題把握という方向へ向かっていることが見出せる。

しかし、狭義の労働に対立する生活に関わる問題設定では、生活総体を人間の自己産出物として統一的に捉える視点が欠落してしまう[19]。また、この自己産出構造の根拠は、個々人の生きて活動すること（＝労働）なので、人間の諸活動とその成果を労働に基いて把握することができる。

すると女性に関する問題一般は、労働との関連において女性一般の問題を捉えるという意味での女性労働問題の媒介において捉えることができる。

そして、物象のシステムは労働のシステムによって産出・媒介されるので、ここで、先の2つの認識ルートを統一して、労働を産出根拠としながらも独自の総体をもつ資本のシステム構造の問題として置くことができる。

## 第三節　「家父長制」は資本のシステムの何を表すのか

ここで「家父長制」という用語を改めて考えてみると、これは、この言葉でカテゴライズしようとするエリアが、たとえば労働と生活という仕方で、「資本制」と区別されるものではない。そうではなく、「資本制」と区別される仕方で、社会や人間（ここでは女性）をとりまく諸構造に共通のものがあるということを表している。

ここでは、この「資本制」と「家父長制」との対象において捉えてみる。

まず、ここでの「資本制」とは、生産主体である資本に則して＜人間－社

会＞関係を捉えようとしたものであると概括することができるので、この場合には人間と社会という２つの主体性は、労働と資本との関係という形で、産出主体である労働が、自らの産み出したものに従属し疎外されるということとして置き換えることができる。

つまり、ここで問題とされているのは、資本のシステム構造に則せば、（非人格的な）物象のシステムと労働のシステムとの関係、それらの対立性と同一性である。

これと対照すると、「家父長制」は、これとは別の局面を表したいのであるから、資本のシステムにおける人格のシステムと物象のシステムとの関係か、あるいは人格のシステムと労働のシステムとの関係である。

すると、人格のシステムと労働のシステムとの関係は、人間に則して統一的に把握できるので、＜人間－社会＞関係の問題把握としては人格のシステムと物象のシステムとの関係が残る。

あるいは、これは実際に「家父長制」として問題把握される状況を想定しても、この人格のシステムと物象のシステムとの関係を指示したいものであることは明らかである。

ここでつぎに、この人格のシステムと物象のシステムとの関係のどういうあり方が、「家父長制」として問題とされるのかということが論点となる。

これに関しては、個々の女性差別的な状況を象徴する人間ではなく、まさにその差別状況の構造が問題として指示されているのであるから、人格のシステムと物象のシステムとが同一の構造の異なる両極であるという関係が指摘できる。

これを経済学などでは、これまで、人格の物象化と物象の人格化という関係において捉えてきた[20]。

それは、言い換えれば、諸人格の織り成す構造・組織・社会という非人格的なもの（＝物象）が、現実の諸人格を自己の形態として、諸人格たる個々人の行動様式を規制したり、個々人をまさしく構造的に抑圧・疎外するとい

うことである[21]。

そして、これこそ、「家父長制」が問題として把握する女性差別的状況の一般化した把握の仕方である。

ここに「家父長制」とは、人格の物象化と物象の人格化という関係を指示するものであり、この関係において人格のシステムと物象のシステムとの対立性と同一性とを表そうとするものであり、これによって女性を差別・抑圧する社会・構造や個々人の疎外を訴えようとするものであるということができる。

## 第三章　フェミニズムと資本のシステムの把握

さて、先にも述べたように現代社会は、そのシステム構造からすれば、編成原理を資本とする資本のシステムであり、通常は資本主義と呼ばれる。

近年では、フェミニズムの影響を受けて、これを資本制という言い方もなされるが、この言い換えが、実は問題を含んでいる。

それは、フェミニズムの用いる「資本制」が、現代社会のシステムとしての資本のシステムに対して、それを構成する物象のシステムの主体化を対応させるという、＜物象のシステム ⇒ 資本のシステム＞なる２層構造的把握方法に基づいているからであり、普遍的な人権理念の確立した現代社会のもつ人格の連関（＝システム）を捨象してしまっているからである[22]。同様に、労働のシステムも、直接には、この社会のシステムとしてとりだされてはいないからである。加えて、フェミニズムの用いる「資本制」は、社会把握としては、その本質的要件をすべて含むものではないので、不可知論もしくは（二元論を含む）一面的な本質還元論になるからである。

そして、こうした問題をはらんだフェミニズムの用語である「資本制」を、経済学の方が逆輸入しうる（しているものもある）のは、経済学の側では、資本という社会編成原理ないしは資本主義、つまりは資本のシステムに対す

る把握が、よくても２層構造的な把握の仕方にとどまっていた[23]ということであり、そういう点で、これまでの経済学も方法的に問題を含んでいたということである。

この社会（システム）把握の２層構造論に対してフェミニズムは「家父長制」というカテゴリーを提起したのであり、これは、先にも検討したように、社会（システム）把握の３層構造的な把握の仕方へと展望を開くものとして評価することが可能である。

これに対して、これまでの多くの経済学理論は、本質論に段階論を接ぎ木するという、自らが前提とする本質論を自己否定する理論構造[24]により、２層構造的な把握の仕方が最良のものであることになってしまっており、方法論的に無自覚に、「法学的幻想」に陥ったり、「たんなる物象化論」[25]に陥ったりしてきたのであった。

しかしこれは、現実に生きる諸個人の経験的活動である労働からの産出形態として社会（システム）を把握することを放棄するものであり、社会的諸現象に対して、諸現象の羅列と整序という実証主義に陥るか、諸現象からは帰結しえない理念を諸現象の産出根拠とする現象学的方法に陥る。いずれにせよ、現象世界と本質世界とを乖離したまま統一させる新カント主義の浸透を受けたものであるということになる[26]。

このことが持つ問題点は、社会的諸現象の根源的な存立根拠から把握することを放棄するものであり、結局は不可知論に陥る。

現代の諸理論が、そのつど諸現象の本質的把握の決定版であるかのごときものとして現れ、やがて一つのツールないしは手法として矮小化してきたのも、このためである[27]。

しかし、社会的諸現象は、社会を根源的に産み出す主体性としての諸個人の労働から媒介することで、客観的な現実性を確保するのであって、労働の自己媒介形態として、さらには＜人格のシステム－物象のシステム－労働のシステム＞という３層構造[28]をもった上で自立した主体として存在する資本

の自己産出形態として把握することによって、社会的諸現象が現象として客観的に落ち着くのである。

現代の経済学は、自己組織化論や「複雑系」論に至るまで、すべて、資本のシステムの物象的主体性のみを前提としてきたのであるが、２層構造的把握方法を最良の社会システム把握とするかぎり、資本という物象的主体性に対して、それをも産み出す諸個人の労働という主体性にまで還帰することができない。

この点に、現代の経済学が、「家父長制」を用いるフェミニズムの試みに注目すべき理由も存在することになる[29]。

## むすび

フェミニズムは、社会的直接的な問題（あるいは対象）意識により、「家父長制」を主張することにより、客観的には社会システムの３層構造的把握を志向するものであった。

これに対して、現代の経済学の多くは、社会システムの物象的主体性のみを直接の前提とすることにより、（社会システムの把握に）自覚的なものとしては２層構造的な把握の仕方に留まるものであった。

しかし、フェミニズムも「資本制」に対して「家父長制」を定立するかぎりでは、原理的な社会の（システム）把握へと直線的につながるものではなく、主観的な社会の（システム）把握に留まるものである。

そこで本稿では、フェミニズムの試みを、「家父長制」に注目することによって、その意義と限界と展望（＝解決の道筋）とをみてきた。

その結果、本稿では、その試みの正当な理論的包摂は、現代の社会システム把握においてマルクスによって展開されていた３層構造論であることを確認した。

したがって、ここからの課題は、現代社会のシステム把握を＜人格のシス

テムー物象のシステムー労働のシステム＞という３層構造に基づき資本のシステムとして把握し、この資本のシステムにおける物象的能動性・主体性を否定することであり、労働のシステムと人格のシステムとの、物象のシステムを介さない、直接的な統一の実現[30]であることになる。

これは、つまり、社会的生産において個々人が人格として関係しあうということである[31]。このことは、そしてまた、社会的生産についての規定性の社会的な変更を要請することへも展開する[32]。

以上

# 注

1）*Cf.* Badgett, M.V.L., 'Gender, Sexuality, and Sexual Orientation, in"Gender and Political Economy" (Mutari, E. & H., Boushey ed., M. E. Sharpe, Inc., 1997), p.62. Dijekstra, A. & J.,Plantenga (ed.), "Gender and Economics－A European Perspective", Routledge, 1997.

2）この流れを受けて、社会政策学会では第84回大会（1992年５月30～31日）の共通論題を「現代の女性労働と社会政策」として、塩田咲子氏の「現代フェミニズムと労働論の再構成 ― 税・社会保障をとおしての家事労働の経済的価値 －」などの報告がなされ、経済理論学会では、第46回大会（1998年10月３～４日）において、分科会「経済分析とジェンダー」が催される（予定）。前記に関しては、社会政策学会年報第37集『現代の女性労働と社会政策』（御茶の水書房，1993年）を参照。

3）「『家父』ということばが使われているとき･･･十八世紀の『情緒的』な家族概念を思い浮かべてはならない･･･父というのはもともと法的次元に属する概念だった」（オットー・ブルンナー『ヨーロッパ － その歴史と精神』，石井他訳，岩波書店，1974年，163頁）。

4）しかし、フェミニストにあっても､「歴史に言及することなしに女性の抑圧を理解しうる普遍的な構造として家父長制がとらえらえられているところには、問題が残る」（アネット・クーン「家族における家父長制と資本の構造」，Ａ・クーン＆Ａ・ウォルプ『マルクス主義フェミニズムの挑戦』，上野他訳，岩波書店，1984年，67頁）という見解もある。

5）瀬地山角氏は、「家父長制の分析対象を」「①権力をもつ主体の性別、②ある特定の家族形態、③ある特定の支配類型」「の三つのレベルに分けて」いる（瀬地山角『東アジアの家父長制－ジェンダーの比較社会学』，勁草書房，1996年，17頁）。だが、この②と③とは非人格的なもの（＝物象）の人格化の構造・形態であり、これと、これに偶然的な①とは、比較しうるレベルにはない。この点に関しては、

拙稿「婦人労働問題の前提としての近代市民社会と家族 －マルクス主義フェミニズムの挑戦を受けて －」（駒沢大学『北海道教養部論集』第７号，1992年10月）の41頁を参照されたい。なお、同論文においては、同氏の「家父長制」の概念規定、すなわち「性に基づいて、権力が男性優位に配分され、かつ役割が固定的に配分されるような関係と規範の総体」（瀬地山角「家父長制をめぐって」,江原由美子編『フェミニズム論争－70年代から90年代へ－』，勁草書房，1990年，80頁）について、「この『関係と規範の総体』を再生産する『原理』が『家父長制』のはずだから」「氏の定義には賛同しかねる」（前掲拙稿，52頁）としてある。

6）「たとえその普遍性が否定できないとしても、家父長制という概念だけで、あらゆることを説明するわけにはいかない。･･･階級に対する性の優位性を主張することによって、マルクス主義の理論的空白を埋めようとした･･･この問題（それは依然として存在しており･･･）は、もっぱら経済的に考えられている素朴な階級決定論を強調する、古典的で粗雑な経済学的な見解を転覆し、階級決定論を他の主要な決定論、つまり性的抑圧という決定論に置き換えるだけでは、解決されないのである。」（ロイジン・マクダナウ＆レイチェル・ハリソン「家父長制と生産関係」，Ａ・クーン＆Ａ・ウォルプ『マルクス主義フェミニズムの挑戦』（前掲），15頁）そして、「家父長制と資本の構造は、特定の生産様式の中で社会構成体のより直接的な数々の性格によって多元的に決定される。」（アネット・クーン「家族における家父長制と資本の構造」（前掲），85～86頁）付言すれば、もちろん、すべてのフェミニストがこれらの判断と同じことを主張しているわけではないが、この判断を否定しきるものは極めて少ないものと本稿では考えている。

7）拙稿「婦人労働問題の前提としての近代市民社会と家族 －マルクス主義フェミニズムの挑戦を受けて －」（前掲）、拙稿「現代資本主義における女性労働問題」（太田一男編『「豊かさ」の周辺 －棄民と人権』，法律文化社，1994年所収）、および拙稿「フェミニズムと北京女性会議」（琉球大学『経済研究』第52号，1996年９月）を参照されたい。

8）経済学における問題設定が根源的なところからは乖離していることについては、

有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』（青木書店，1991年）ないしは、同「マルクスの『実践的唯物論』と『概念的把握』と『方法』」（駒沢大学『経済学論集』第28巻第3・4合併号，1997年3月）を参照。

9）前注6）を参照されたい。なお、前掲拙稿「婦人労働問題の前提としての近代市民社会と家族 ―マルクス主義フェミニズムの挑戦を受けて ―」および、上野千鶴子「訳者解説」（A・クーン＆A・ウォルプ・前掲書所収）を参照。

10）「資本制」に一元化する立場はたんなるマルクス主義とされるが、しかし、マルクス主義フェミニズムの中にも、「資本制」の方がより規定的であるとするものもある。たとえば伊藤セツ「最近のフェミニズム論の動向について」（『新しい社会学のために』1987年3月号所収）を参照。付言すれば、これは「資本制」の内容規定が曖昧なためである。

11）マクダナウ＆ハリソン「家父長制と生産関係」（前掲），13頁。

12）クリスティーヌ・デルフィ『なにが女性の主要な敵なのか ―ラディカル・唯物論的分析―』，井上・加藤・杉藤訳，勁草書房，1996年，6頁。

13）たとえばヤングはハートマンの「二元論」に対して「もし家父長制と資本制が同一の社会経済構造に表出するのであれば、二つではなく、一つのシステムに属すると認める方が納得がいくのではないか」（アイリス・ヤング「不幸な結婚を乗り越えて―二元論を批判する―」，L・サージェント編『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』，田中かず子，勁草書房，1991年，86頁）と問題を提起し、「女性の周辺化とそれによる女性の二次的労働力としての機能が、資本制の根本的基本的特質である」（同上論文，98頁，強調著者）と主張している。なお、ハイジ・ハートマン「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚」（L・サージェント編『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』（前掲）も参照。

14）北京女性会議は、これを象徴している。拙稿「フェミニズムと北京女性会議」（前掲）参照。

15）デルフィ・前掲書，4頁。

16）有井・前掲書参照。

17）*Vgl*. Marx, K, “Das Kapital”, Dietz Verlag. なお、有井・前掲書も参照。

18）この後者が、実は、マルクス主義フェミニズムにおけるマルクス主義とフェミニズムとの<対立＝統一>関係を超え出る方法である。なお、これらのことに関しては、拙稿「婦人労働問題の前提としての近代市民社会と家族 －マルクス主義フェミニズムの挑戦を受けて－」（前掲）を参照されたい。

19）生活様式論や生活構造論などの諸議論を想起されたい。前者に関しては、橋本和孝『生活様式の社会理論 －消費の人間化を求めて』（東信堂，1987年）を、後者に関しては、たとえば青井・松原・福田編『生活構造の理論』（有斐閣，1971年）を参照。また、それら議論の総括としては、拙稿「資本主義社会システムの構造形成における『生活の社会化』の位置と意味」（東京都立大学『経済と経済学』第71号（金子ハルオ先生退職記念論文集），1992年３月）を参照されたい。同稿は、論述上の難点をはらむものではあるが、家政学や社会学などを含めた生活関連諸領域の成果を筆者なりに総体的に捉え、対象が指示する社会的方向性をまとめたものであり、後の社会政策学会の動向に先行している（この点に関しては、社会政策叢書第16集『社会政策学と生活の論理』（1992年10月）も参照されたい。）

20）*Vgl*. Marx, K, “Das Kapital” Bd. 1, Dietz Verlag, S. 128. なお、有井行夫氏は、ここでの「物象の人格化」を、「完成された物象のシステムとしての商品生産に特有の意義における規定」（有井行夫「マルクス経済学における２つの所有概念」，東京都立大学『経済と経済学』第71号（前掲）92頁）としている。

21）しかし、「人格には…自由、主体としてのあり方ということが表現されている。」（長谷川義和「マルクスにおける人格の陶冶論」，有井・長島編『現代認識とヘーゲル＝マルクス －認識主義の没落と存在主義の勃興－』，青木書店，1995年，103頁）

22）このためにフェミニズムは、その乖離を「家父長制」として対象指示し、問題としたのであった。

23）たとえば、佐藤金三郎氏は、「単純流通を資本主義的総生産過程の『表面』または『抽象的な部面』として把握することが肝要であ」り、「単純流通と資本の生産

過程とのあいだの独特な関連･･･それは、資本主義社会の『表面』と『深部』、または『概観』（＝『仮象』）と『本質』とのあいだの関係である」（佐藤金三郎「商品生産の所有法則について」，一ツ橋大学『経済研究』Vol.30 No.3，1979年7月，250～251頁）として、資本のシステム構造の2総構造的把握に至っている。しかしこの場合の「資本主義社会の深部」は、生産の根源的産出点である労働ではなく、資本に捉えられた賃労働にとどまる。有井行夫氏によれば、この2総構造的把握は「完成した資本のシステムを前提して単純流通の『表層』から生産の『深部』に還帰することによって表層の仮象性を批判する」（有井・前掲書，327頁）ものであり、氏はこれを「資本のシステムの･･･システム的形態発生に徹底しようとする点で」「高く評価する」(同上)としている。なお、こうした資本のシステムの2総構造的把握に関しては、向井公敏氏においては、このように示されている。すなわち、「領有〔＝取得－引用者〕法則転回論は、ブルジョア社会の表面からその深部への理論的な表面からその深部への理論的移行として展開されるのである。すなわち、たんに前提された両極の形式的売価にすぎない単純流通から、それを現実に媒介する仮定としての資本の生産過程への移行として。･･･いまや問われるべきは、単純流通における商品交換関係ではなく、資本の生産過程における諸個人の社会的関係、すなわち<ママ>資本－賃労働関係である。」（向井公敏「『経済学批判要綱』における領有法則の転回について」，大阪市立大学『経済学雑誌』第69巻第6号，1973年，91～92頁）「『要綱』における転回論とは･･･『できあがったブルジョア社会』を、単純流通と資本の生産過程との、したがってまた商品交換関係と資本－賃労働関係との重層的連関として解明するものであった」（同上論文，100頁）と。

24）たとえば、いわゆる国家独占資本主義論や宇野派の3段階論などが、その代表的なものである。最近の代表的なものとしては、その前者に関しては、北原勇「現代資本主義分析の方法と課題」（経済理論学会編『経済理論学会年報』第33集，青木書店，1996年）を、その後者に関しては伊藤誠「現代資本主義の分析基準」(同上書所収)を参照。また、この両者に関して、山田鋭夫「現代資本主義分析の

方法と理論」（同上書所収）の35頁も参照。なお、こうした方法の問題については、森岡孝二「現代資本主義分析の諸前提」（『経済』1988年１月号所収）および同「現代資本主義論の反省課題」（『経済科学通信』第58号，1988年12月所収）を参照。

25）これらは、社会システムとその産出根拠を（新カント主義的に）互いに孤立したものとして乖離させているので、社会把握としては、二元論的に（したがって、つまり、かつ同時に）一元化されたものである。なお、これらの用語は、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』（前掲）より引用している。同書参照。また、長谷川義和氏によれば、「認識主観から分離した対象の自立的完結性が前提され…人間の自由な意識から独立した物象化された構造」として社会を把握するのは「たんなる物象化論」的な社会構造論であり、「この構造論においては、人格は社会関係のたんなる媒介者としてのみ位置づけられ、存在にそくした自由な人格性は理論的に位置をもたない」（長谷川義和「マルクスにおける人格の陶冶論」（前掲），91頁）し、「人間解放論、変革論は客観的な根拠をもたないものとなる。」（同上論文，92頁）

26）こうしたことを実証したものとしては、拙稿「エコノミ・ソシアル（社会的経済）論の方法」（琉球大学『経済研究』第53号，1997年３月所収）および、拙稿「生殖医療に関わる人権とフェミニズム －金城清子『生殖革命と人権　産むことに自由はあるのか』によせて－」（日本医学哲学倫理学会・関東支部編『医療と倫理』第２号，1998年予定所収）を参照されたい。

27）たとえばレギュラシオン理論を想起されたい。当初は現代資本主義の根本的な把握の方法として登場してものが、しだいに個別的な現象の分析装置としての有効性を問うものとなってきている。この点に関しては、たとえば、伊藤誠「現代資本主義の分析基準」（前掲）の24～25頁を参照。また、山田鋭夫「現代資本主義分析の方法と理論」（前掲）も参照。

28）この点を、いわゆる「所有と機能の分離」に則して観れば、「主流的見解の理解」に対して、「マルクスの立場は、①人格的担い手の主観における孤立化・自立化、

②人格的媒介の非人格的・物象的役割の客観的分離、③生産の敵対的・物象的統一という、〔人の主観－人の客観的役割－生産の客観〕の３層論」（有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』（前掲），108頁）ということになる。

29）もちろんこのことは、フェミニズムのカテゴリーを安易に流用や接ぎ木をする経済学の試みを評価するものではない。

30）資本のシステムにおいては、「労働は私的な労働として行われ、労働の人格的関係＝生産関係は疎外され物象化される。」（長谷川義和「マルクスにおける人格の陶冶論」（前掲），99頁）これに対して、「資本が普遍的に形成する社会的生産を社会的なものとして公然として承認し、資本により社会的に陶冶された自由な個人が自分たちのものとして社会的生産を意識的に制御すること、それが課題である。」（同上論文，115頁）

31）前注21）を参照されたい。

32）この点に関しては、拙稿「資本主義社会システムの構造形成における『生活の社会化』の位置と意味」（前掲）を参照されたい。改めて述べれば、同稿は、「社会化」という対象が指示する内容と（社会的）方向性とを捉えるものである。